

令和4年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議
資料5-1

医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度 神奈川県計画（医療分）策定の概要について

1 これまでの経過とスケジュール

- 令和3年度第3回当会議（3 / 9開催）における「**令和4年度計画の策定に向けた調査票の作成**」についての協議を踏まえ、国へ調査票を提出。
- **令和4年8月5日付けで厚労省内示が通知された。**
- 内示を受け、令和4年度計画の提出に向けて計画策定の概要を整理した。

【令和4年度計画に係るスケジュール】

	4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月
R3年度	アイデア募集	県による事業化検討	県予算案の調整	「調査票」について協議(3/9) 国に「調査票」提出(3/31)
R4年度	国による配分に向けた調査(2～4月にかけて)	厚労省内示(8/5) 計画策定の概要について協議(本日) 結果を踏まえ計画策定	国に「計画」提出(10～11月頃) 国交付決定(未定(年明け頃))	※令和4年度計画(案)に新たに位置付けた事業は、国の内示後から事業開始が可能

2 令和4年度計画額

事業区分 (事業区分間の流用は不可)	調査票の額	内示額 = R4計画額(A)	過年度活用額(B)	令和4年度 (千円) 基金総額 (A+B)
I - 1 病床機能分化・連携	1,909,178	1,909,178	0	1,909,178
I - 2 病床機能再編支援	0	0	0	0
II 在宅医療	255,759	250,644	5,115	255,759
IV 医療従事者確保	1,960,933	1,921,225	39,708	1,960,933
VI 勤務医労働時間短縮	79,800	79,800	0	79,800
計	4,205,670	4,160,847	44,823	4,205,670

※区分Ⅱ・Ⅳにおける内示での減額分は、令和3年度までの基金積立金を活用予定

3 令和4年度計画策定の概要について

【基本的な考え方】※

- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、必要な取組みを行う。

【県全体の目標】（医療分のみ）※

- ① **急性期病床等から回復期病床への転換を促進**する。
- ② **在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成**などにより、体制充実を目指す。
- ④ **不足する医療従事者の確保・養成や定着促進**を図るとともに、**医療従事者の負担軽減**を図る。
- ⑥ **勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援**することで勤務医の働き方改革の推進を図る。

※【基本的な考え方】及び【県全体の目標】については、令和3年度計画を参考（令和3年度第3回会議にて説明済み）

3 令和4年度計画策定の概要について

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組み等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図※<区分ごとの概略> R4年度計画額:4,160,847千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(1,909,178千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助
- ・地域医療構想普及事業費
- ・緩和ケア病棟整備事業費補助
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(255,759千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・訪問看護推進支援事業費
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(1,960,933千円)

医師

- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
- ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
- ・産科等医師修学資金貸付事業費

歯科

- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・看護師等養成所施設整備費補助
- ・看護師等修学資金貸付金
- ・新人看護職員研修事業費補助
- ・院内保育事業運営費補助

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(79,800千円)

- ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

Kanagawa Prefectural Government

※過年度事業も含めた、令和4年度に実施する事業全体の内容については、資料5-2をご参照ください

4 今後のスケジュールについて

時期	内容
10～11月頃(予定)	都道府県計画（医療分と介護分を併記）を策定の上、国へ提出
未定（年明け頃）	交付決定

医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画(R4年度分)医療分事業(案)一覧

資料5-2

No欄は、R3年度計画の事業番号、※はR2年度計画以前に積み立てた基金の活用で対応する事業

区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額
区分Ⅰ-1 病床の機能分化・連携					1,909,178
病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備					1,909,178
		1	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	急性期病床等から回復期病床等への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。	1,046,134
		2	病院再整備事業	川崎市立市民病院の再整備に対して補助する。	488,808
		3	緩和ケア推進事業	緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して補助を行う。	174,399
区分Ⅱ 在宅医療の推進					255,759
在宅医療の体制構築					58,102
		4	在宅医療施策推進事業	在宅医療従事者等の多職種連携と医療的ケアのスキル向上に向けた研修拠点と、患者や家族が在宅医療を直接体験できる拠点となる在宅医療トレーニングセンターの設置・運営に係る経費に対して補助する。	27,523
		5	訪問看護推進支援事業	在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会を設置し、在宅医療への支援のあり方を調査・検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の養成・確保・定着を図り、訪問看護の提供体制を整備する。	13,760
区分Ⅱ 在宅医療の推進					410,708
在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化					171,827
		6	在宅歯科医療連携拠点運営事業	在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、医科や介護との連携の促進や地域の相談窓口などの役割を担う在宅歯科医療中央連携室を1箇所、在宅歯科医療地域連携室を各地域に設置する。 在宅歯科医療地域連携室と連携する休日急患歯科診療所等において、訪問歯科を受けている在宅要介護者等で一般歯科診療所では対応できない重度な口腔内疾患等への治療機会を確保するために実施する歯科診療に係る経費及び施設・設備整備費に係る経費の一部を補助する。	135,390 31,076
小児の在宅医療の連携体制構築					14,030
		8	小児等在宅医療連携拠点事業	在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築するため、会議体、相談窓口の設置、研修の実施等を行う。	14,030
在宅医療を担う人材の確保・育成					11,800
		9	訪問看護ステーション研修事業	訪問看護ステーションの訪問看護師の実践的な研修体制を構築し、県内における在宅医療提供体制の充実を図る。	11,800
区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成					1,960,933
医師の確保・養成					496,391
		10	医師等確保体制整備事業	横浜市立大学医学部生を対象とした修学資金貸付制度により、毎年5名に対して県が学生本人に対して毎年度貸付を行う。 地域医療を担う医師を確保及び育成するため、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学の地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金の貸付を行う。	22,813 109,200
		11	産科等医師確保対策推進事業	産科勤務医等の処遇改善とその確保を図るため、分娩手当を支給する病院、診療所及び助産所に対し補助を行う。	60,000 10,706
		12	病院群輪番制運営事業	二次救急医療圏ごとに市町村と医師会等が協力して実施する病院群輪番制の運営事業に補助する。	244,889
		13	小児救急医療相談事業	夜間等における子どもの体調や病状の変化に関する電話相談体制を整備する。	38,451

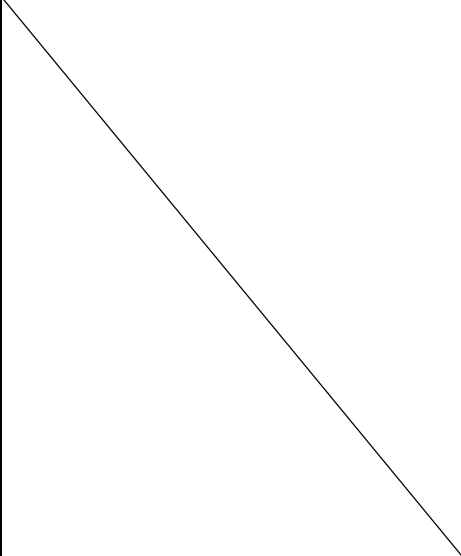
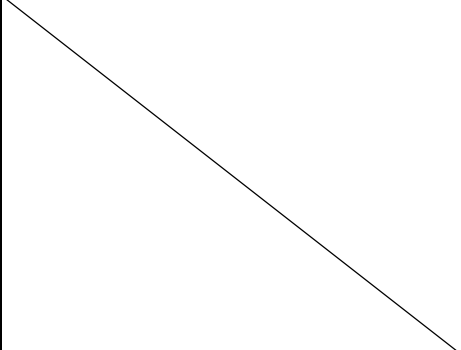
区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額
区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成					1,960,933
看護職員の確保・養成					1,462,167
		14	看護師等養成支援事業	看護師等の養成・確保を図るため、民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。	462,129
				看護師養成所の新築、増改築(改修を含む。)に要する工事費又は工事請負費に対して補助する。	546,584
		15	院内保育所支援事業	医師・看護師等の離職防止と再就職促進のため、病院内保育事業の運営費に対して補助する。	190,502
				院内保育施設整備に対して補助する。	4,443
		16	看護実習指導者等研修事業	看護師等養成施設の専任教員、臨地実習に必要な実習指導者及び認定看護師等を養成する。	29,040
		17	潜在看護職員再就業支援事業	潜在看護職員の再就業の促進のため、普及啓発、相談会及び見学会等を開催し、求人から採用までを支援する新たな取組みを進め、離職者の再就業を促進する。	16,542
		18	看護職員等修学資金貸付金	看護師等の確保・定着のため、看護師等養成施設等の在学者へ、修学資金の貸付けを行う。	49,180
区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮					79,800
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備					79,800
		21	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に対し必要な費用を支援する。	79,800
合 計					4,205,670

平成27年度～令和3年度の国財源における活用事業の事後評価について

＜R3年度の国財源にて行った事業＞

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【R3】	◇医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施 <u>(転換検討に対する相談支援：5医療機関)</u> <u>◇各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施)</u>	・新型コロナウイルスのため未実施 ・各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施（9構想区域で開催）	・医療機関の理解促進を図ることなどとあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【R1・R3】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成27年度）→2,139（令和5年度） ・在宅療養支援診療所・病院数 930（平成29年）→1,302（令和5年度） ・在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成27年度）→1,020（令和5年度） ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725機関（平成26年度）→982機関（令和5年度）	・訪問診療を実施している診療所・病院数 <u>1,467（令和2年度）</u> ・在宅療養支援診療所・病院数 <u>956（令和2年度）</u> ・在宅看取りを実施している診療所・病院数 <u>764以上（令和2年度）</u> ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 <u>1,416箇所（令和2年度）</u>	・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
医療従事	医師の確保 【R3】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） 205.4人（平成28年）→ <u>227.9人（令和4年度）</u> ・産科医・産婦人科医師数 772人（平成28年）→ <u>783人（令和4年12月）</u> ・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数 14ブロック（平成29年度）→現状体制の維持 <u>・不要不急の医療機関受診抑制数</u> <u>18,891件（令和3年）</u>	・人口10万人当たり医師数 <u>223.0人（令和2年）</u> ・産科医・産婦人科医師数 <u>794人（令和2年12月）</u> ・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数 <u>14ブロック（令和3年）</u> <u>・不要不急の医療機関受診抑制数</u> <u>24,390件（令和3年）</u>	

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
者の確保	看護職員の確保 【R1・R3】	◇就業する看護職員数（人口10万人当たり）の増など <ul style="list-style-type: none"> ・県内の就業看護職員数 80,815人（平成30年12月末）→<u>90,000人（令和3年度）</u> ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 96.0%（令和元年度）→<u>98.0%（令和4年度）</u> ・届出登録者の増加 3,850件（令和元年度）→<u>4,550件（令和3年度）</u> ・届出登録者の応募就職率の増加 81.0%（令和元年度）→<u>85.8%（令和3年度）</u> ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 <u>20人（令和3年度）</u> ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 <u>新人看護職員対象研修受講者 50名（令和3年度）</u> <u>中堅看護職員対象研修受講者 50名（令和3年度）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の就業看護職員数 <u>86,360人（令和2年12月末）</u> ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 <u>96.9%（令和3年度）</u> ・届出登録者の増加 4,248件（令和元年度）→5,265件（令和2年度）→<u>6,258件（令和3年度）</u> ・届出登録者の応募就職率の増加 72.6%（令和元年度）→67.6%（令和2年度）→<u>44.9%（令和3年度末）</u> <u>※応募就職率は目標値を下回ったが、母数の増加によるものであり、就職数は増加している。</u> ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 <u>19人（令和3年度）</u> ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 <u>新人看護職員対象研修受講者 43名（令和3年度）</u> <u>中堅看護職員対象研修受講者 17名（令和3年度）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>認知行動療法に関する研修について、令和4年度は引き続き認知行動療法等を実践できる看護職員を育成するため、多くの参加を促すよう努めるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、適切な対応を図ることとする。</u>

施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
歯科関係人材の確保 【R3】	◇神奈川県1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。 ・県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 <u>642 (令和2年度) → 660 (令和3年度)</u> ・県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 <u>【普及啓発事業】県内養成校入学者の増 前年+80人 (令和3年度)</u> <u>【研修事業】受講者のうち訪問歯科診療を行う歯科衛生士 100人 (令和3年度)</u>	・県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 <u>649施設 (令和2年度)</u> ・県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 <u>【普及啓発事業】県内養成校入学者 前年-10人</u> <u>【研修事業】新型コロナウイルス感染症の影響により中止</u>	
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 【R3】	◇医療機関に対し、地域医療提供体制を確保できる適切な時間外労働時間上限水準の適用と、将来的な勤務医の労働時間縮減 ・53% (令和元年) → 目標 100% (令和6年)	・事業後に直近3か月の平均超過勤務時間が事業前と比べて減少した医療機関 <u>84% (令和3年)</u>	

<R 元年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【R1・R3】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関（平成 26 年度）→982 機関（令和 5 年度）	・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 <u>1,416 箇所（令和 2 年度）</u>	
医療従事者の確保	看護職員の確保 【R1・R3】	◇就業する看護職員数（人口 10 万人当たり）の増など ・ 県内の就業看護職員数 80,815 人（平成 30 年 12 月末）→ <u>90,000 人（令和 3 年度）</u> ・ 県内院内保育施設運営費補助対象数 120 施設（ <u>令和 3 年度</u> ）	・ 県内の就業看護職員数 8 <u>6,360 人（令和 2 年 12 月末）</u> ・ 県内院内保育施設数 118 施設（令和 3 年度） （※2 施設は補助要件を満たせず）	・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。 ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。
	看護職員の確保 【R1・R3】	◇就業する看護職員数（人口 10 万人当たり）の増など ・ 県内の就業看護職員数 80,815 人（平成 30 年 12 月末）→ <u>90,000 人（令和 3 年度）</u> ・ 県内院内保育施設運営費補助対象数	・ 県内の就業看護職員数 8 <u>6,360 人（令和 2 年 12 月末）</u> ・ 県内院内保育施設数	・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
		120 施設 <u>(令和3年度)</u>	118 施設 (令和3年度) (※2 施設は補助要件を満たせず)	<p>化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。

<H30 年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【H30】	◇医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施 <u>(医療機関向けセミナー・相談会：4回、転換検討に対する相談支援：10 医療機関)</u>	・ <u>地域医療連携の推進を目的としたコンサルティング事業を1地域で行った。</u>	

<H28 年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【H27・H28】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ・回復期病床数 <u>314床の増（令和3年度目標）</u>	・回復期病床への機能転換 <u>93床（回復期+慢性期）</u>	医療機関に対し、地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。

<H27年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	緩和ケア推進事業【H27】	◇緩和ケア病棟整備数 16 施設 (27 年度) → <u>25施設 (令和3年度)</u>	◇ <u>23施設 (令和3年度末)</u>	<u>今後も地域における緩和ケア提供体制の充実を図るため、引き続き緩和ケア病棟を整備していく。</u>
	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業【H27・H28】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ・回復期病床数 <u>314床の増 (令和3年度目標)</u> ◇特定の医療機関における外来リハ件数の増加 <u>平成30年度 166件→令和3年度 365件</u>	・回復期病床への機能転換 <u>93床 (回復期+慢性期)</u> ・特定の医療機関における外来リハ件数 <u>348件 (令和3年度)</u>	医療機関に対し、地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。
在宅医療の推進	在宅医療施策推進事業【H27】	◇在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人(28年度～)の医療従事者のスキル向上を図る。 ◇郡市医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施する区域数：8区域	・ <u>16,391人の医療従事者のスキル向上を図った。(令和3年度)</u> ・郡市医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施した区域数 <u>8区域 (令和3年度)</u>	